

令和8年定例会

政策企画雇用経済観光常任委員会

所管事項説明資料

◎ 所管事項説明

- |  |     |     |
|--|-----|-----|
| (1) 多様で柔軟な働き方の推進について                           | ・・・ | 1   |
| (2) 「三重県カスタマーハラスメント防止条例（仮称）」中間案について            | ・・・ | 5   |
|  |     | 別冊1 |
| (3) ものづくり産業等の振興について                            | ・・・ | 13  |
| (4) 「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の改定（最終案）<br>について | ・・・ | 17  |
|  |     | 別冊2 |
| (5) 企業誘致の推進について                                | ・・・ | 21  |
| (6) 大阪・関西万博における三重県の実施結果について                    | ・・・ | 23  |
| (7) 首都圏営業拠点「三重テラス」について                         | ・・・ | 27  |
| (8) 海外ミッションについて                                | ・・・ | 31  |
| (9) 各種審議会等の審議状況の報告について                         | ・・・ | 33  |

令和8年3月10日

雇用経済部

## (1) 多様で柔軟な働き方の推進について

### 1 働き方改革の取組促進

誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、働き方改革に積極的に取り組む「みえの働き方改革推進企業」への登録を促進しています。登録企業数は年々増加していますが、県内全体の企業数と比べて十分でないことから、より多くの企業が取り組むよう促していく必要があります。

#### (1) 令和7年度の主な取組

##### ① 「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰

ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、働き方改革に積極的に取り組む企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録し、優れた取組を行う企業を表彰するとともに、取組事例を広く共有することで、県内企業における働き方改革の取組を促進しています。

現時点の登録企業数： 379社（令和8年2月末）

うち令和7年度登録： 185社（過去最高）、うち表彰6社

#### <令和7年度 表彰企業と取組概要>

賞の種類	企業名		取組概要
	所在地	業種	
総合賞	ベストプラクティス賞	株式会社ミツイバウ・マテリアル	独自アプリ等の活用による業務効率化、様々な部門での女性活躍、障がい者雇用の推進
		松阪市	
	グッドプラクティス賞	東海住電精密株式会社	協働ロボットによる省人化、女性技術者育成、育児・介護と仕事の両立支援制度の充実
		菟野町	
奨励賞	シンフォニアテクノロジー株式会社 伊勢製作所	従業員全員での業務改善、新規採用者に対する配属先とのミスマッチ防止対策	
	伊勢市		製造業
奨励賞	名張近鉄ガス株式会社	在宅勤務、治療との両立のための短時間勤務、独自の育児時短勤務など、多様な勤務制度の活用	
	名張市		ガス業
テーマ賞	ジェンダーギャップ解消取組賞	ソルバ株式会社※	企画・戦略部門がほぼ女性で構成され、女性管理職割合が25%（直近の業種平均9.6%）
		四日市市	
テーマ賞	若者が働きやすい職場賞	河村産業株式会社	定時退社しやすく、直近の男性育休取得率は100%。令和4年度以降に入社した37名中離職者0名
		四日市市	

※「株式会社サンエイ工務店」から社名変更（令和8年3月）

##### ② 「三重県働き方改革推進奨励金」の支給

令和6年度から、「みえの働き方改革推進企業」に登録した中小企業等のうち、男性の育児休業の取得促進や女性の積極採用に取り組んだ企業等に対し、「三重県働き方改革推進奨励金」を支給し、その取組を後押しすることで、企業における働き方改革の取組の促進や、ジェンダーギャップの解消にもつなげているところです。

なお、令和7年度は、誰もが個別の事情に応じて柔軟に働き続けられる職場づくりに資する短時間正社員制度の導入・活用について、新たなコースを設置しました。

<コース別支給状況> (令和8年2月末現在)

・短時間正社員制度等活用促進コース	9社	14件	280万円
・誰もが安心できる就労環境整備コース	10社	12件	240万円
・男性の育児休業取得促進コース	14社	15件	470万円
・介護休業等の取得促進コース	1社	1件	10万円
(合計 延べ)	34社	42件	1,000万円)

③ アドバイザー派遣

働き方改革の支援を行うため、企業の個別の課題に応じたアドバイザー派遣を行いました。今年度は特に短時間正社員制度の導入支援に注力し、モデル事例を創出しました(2社)。

アドバイザー派遣を通じ、不妊治療と仕事の両立支援に着手した事例や、短時間正社員制度を活用して従業員がプライベートを充実させた事例が生まれました。また、アドバイザー派遣による取組成果の横展開を図るため、成果発表会を実施しました。

(2) 今後の取組

引き続き、優良事例の横展開及び課題を抱える企業の支援を行うとともに奨励金を含め「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を活用するメリットの周知をさらに強化することで、働き方改革に取り組む職場を広げていきます。

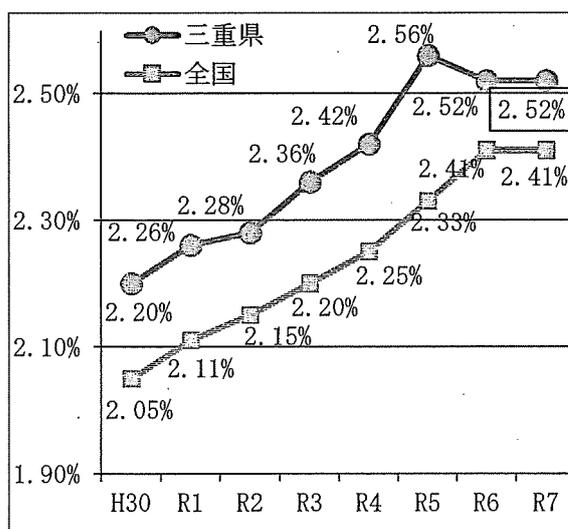
また、今年度創出した短時間正社員制度のモデル事例について、今後さらに周知を進め、当該制度の導入・活用を促進することで、ジェンダーギャップの解消や多様な人材の確保につなげてまいります。

2 障がい者雇用の推進について

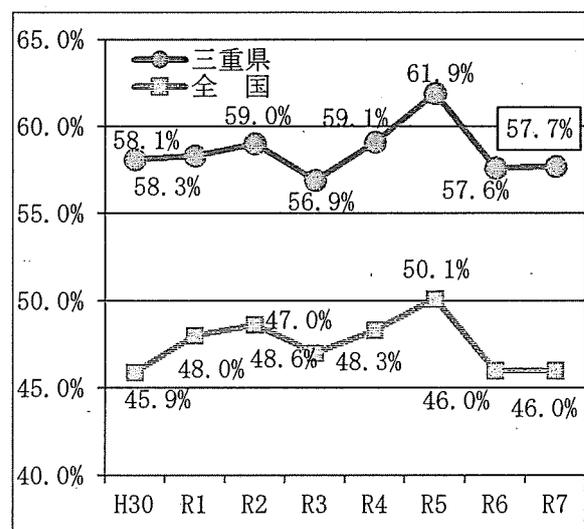
(1) 障害者実雇用率等の状況

県内民間企業の障害者実雇用率(令和7年6月1日時点)は、2.52%(全国20位、前年同率)で、10年連続で法定雇用率(2.5%)を上回りました。

また、法定雇用率達成企業割合は、57.7%(全国10位、前年比0.1ポイント増)となりました。



障害者実雇用率(民間企業)の推移



法定雇用率達成企業割合の推移

令和6年の制度改正以降、実雇用率等が横ばいとなる中、法定雇用率未達成企業、特に障がい者を一人も雇用していない0人雇用企業数が増加しています。

	R 5	R 6	R 7
法定雇用率未達成企業	499	604	622
障がい者0人雇用企業	297	348	355

法定雇用率未達成企業の推移

## (2) 令和7年度の主な取組

実雇用率の向上と達成企業の拡大に向けて、法定雇用率未達成企業を主な対象に、障がい者雇用への理解促進や雇用の拡大、短時間やテレワークによる雇用の促進に取り組んでいます。

### ① 障がい者雇用への理解促進

三重労働局と連携して、県幹部職員等が法定雇用率未達成企業を訪問し、企業のトップに障がい者雇用への理解を働きかけるとともに、大型商業施設でのイベント等により障がい者雇用制度の周知を行いました（訪問企業数139社、大型商業施設でのイベントやセミナー等10回、参加者数1,319名）。

### ② 障がい者雇用の拡大

障がい者と企業が出会う機会を創出するため、企業説明会を県内3か所で開催し、企業見学や職場実習につなげました（求職者数102名、うち企業見学者や職場実習参加者25名）。

また、企業の職場で委託訓練を実施し、障がい者の新規就労につなげました（受講者27名、うち11名就労）。

### ③ 短時間雇用やテレワークの促進

県内企業23社にアドバイザーを派遣し、短時間やテレワークによる雇用の促進しました（3名就労）。

## (3) 今後の取組

令和8年7月の法定雇用率の引上げ（2.7%）を見据えて、障がい者雇用に積極的な企業は採用を強化しており、近年求職者が増加傾向にある精神障がい者の採用を拡大しています。その結果、精神障がい者の就職件数は、障がい者全体の約6割を占めています。

一方、これまで障がい者を雇用できていない企業は、雇用後の配慮が分かりやすい身体及び知的障がい者を採用候補とする傾向があることから、精神障がい者が就労している企業への見学会を新たに開催します。

加えて、法定雇用率の引上げにより新たに制度の対象となる小規模な企業も含めて、障がい者雇用を検討している企業等にアドバイザーを派遣し、業務切り出し等の伴走支援を実施します。



## (2) 「三重県カスタマーハラスメント防止条例（仮称）」（中間案） について

県内においてカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）によって深刻な被害が生じている実態をふまえ、県内で働く人や事業者をカスハラ被害から守るため、条例の制定に向けて、津地方検察庁との協議を進めながら検討を行い、別冊1のとおり中間案を取りまとめました。

### 1 条例の中間案の考え方（別紙1）

#### (1) 第1章 総則

##### ① 目的（第1条）

事業者の尊厳の保持並びに安全及び健康の確保、事業者の安定した事業活動の促進を図ることによって、県民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

##### ② 定義（第2条各号）

条例の保護の対象となる「就業者」やカスハラ主体となり得る「顧客等」の範囲を明確にするため、主要な用語の定義を次のとおり整理します。

#### ア 事業者

営利、非営利を問わず、県内で事業を行う個人事業者、法人その他の団体を対象とします。

なお、事業の対象には、一般消費者との取引（B to C）に係るものだけでなく、事業者間の取引（B to B）に係るものも含まれます。

#### イ 就業者

県内で「働く人」を守るため、事業者には雇用される従業員に加え、役員や代表者、事業に従事する同居の親族も対象とします。

#### ウ 顧客等

商品やサービスの提供を受ける者（店舗で購入を検討している者など、今後提供を受ける可能性がある者も含みます。）に加え、その親族や同居人のほか、店舗の近隣住民などの事業者の事業遂行に関係する者も対象とします。

#### エ カスタマーハラスメント

顧客等による行為のうち、「申出の内容又は行為の手段若しくは態様が社会通念上相当な範囲を超えて行われる著しい迷惑行為であって、事業者の就業環境を害するもの」とします。

③ 基本理念（第3条）

職場外の第三者による行為が原因となって発生するカスハラの内容をふまえて、顧客等を含む全ての関係者による主体的かつ積極的な取組によって、社会全体でカスハラ防止を推進していかねばならない旨を規定します。

また、顧客等と就業者が対等の立場において相互に尊重しなければならない旨を規定します。

④ カスタマーハラスメントの禁止（第4条）

カスハラは許してはならないという認識のもと、何人もカスハラを行ってはならない旨を明記します。

⑤ 適用上の注意（第5条）

顧客等による正当な権利行使が不当に制限されることのないよう十分に配慮した上で条例を適用する旨を明記します。

⑥ 県の責務（第6条）

県として、基本理念をふまえて必要な施策を講ずるとともに、関係機関と連携協力しなければならない旨を規定します。

⑦ 顧客等、事業者、事業者団体、就業者の責務（第7条から第10条まで）

社会全体でカスハラ防止に取り組むため、それぞれの立場から、カスハラへの関心・理解の深化やカスハラ防止につながる行動・取組の実施、県の施策への協力に努めることを規定します。

(2) 第2章 カスタマーハラスメント防止施策の推進

① 指針の作成（第11条）

カスハラの内容（類型や考え方）やその防止に向けた県の施策、各主体に求められる取組などを具体的に示した指針を定めます。

② 県の施策（第12条）

カスハラ防止に向けた施策として、カスハラ防止に関する啓発・教育、消費生活や就業環境に関する相談・助言等を実施します。

施策を効果的かつ効率的に推進するための計画を策定し、有識者等の意見も聴きながら、適切に進捗管理を行うこととします。

③ 事業者の措置（第14条）

カスハラを防止するため、基本方針の策定・公表、相談対応のための体制整備その他の措置を事業者が講ずるよう努めることを規定します。

また、カスハラが発生した際には、就業者の安全を確保し、行為者に対して中止を求めるなどの必要な措置を講ずるよう努めることを規定します。

### (3) 第3章 特定カスタマーハラスメント（別紙2）

#### ① 知事に対する申出（第15条）

条例の実効性を確保するため、刑法等の既存法令では対応できない、特に悪質なカスハラ行為を「特定カスタマーハラスメント」（以下「特定カスハラ」という。）と規定します。

第14条に基づく防止措置を講じてもおしまない特定カスハラについて、事業者から知事に対して、適切な措置を講ずるよう申し出ることができることを規定します。

#### ② 禁止命令（第16条）

知事は、事業者からの申出を受け、第18条の有識者で構成される審査会から意見を聴取した上で、特定カスハラの行為者に対し、当該行為を行わないよう禁止命令を発することができることを規定します。

なお、申出のあった事案が規制対象に該当するか否かについては、行為の目的、経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質等を考慮しつつ、審査会の意見を聴いた上で、慎重に判断することとします。

### (4) 第5章 罰則

#### ① 罰則（第21条）

知事による禁止命令に違反した者に対し、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する罰則規定を設けます。

## 2 今後の取組

津地方検察庁との協議の内容やパブリックコメントの結果をふまえ条例案の策定を進めていきます。

#### 【参考】今後のスケジュール（予定）

令和8年3月	パブリックコメントの実施
6月	政策企画雇用経済観光常任委員会への報告 (条例最終案、指針中間案)
9月	定例会会議 条例案提出
10月	政策企画雇用経済観光常任委員会への報告 (条例案、指針最終案、推進計画骨子案)
12月	政策企画雇用経済観光常任委員会への報告 (推進計画中間案)
令和9年3月	政策企画雇用経済観光常任委員会への報告 (推進計画最終案)
4月	条例施行

2.

第1章 総則

目的 (1条)	手段	○基本理念を規定 ○県、顧客等、事業者、事業者団体及び就業者の責務を規定 ○カスタマーハラスメントの防止に関する施策の基本的な事項を規定 ○就業者の就業環境を害するとともに事業者の事業活動の自由を害する著しい迷惑行為を禁止
	目的	就業者の尊厳の保持並びに安全及び健康の確保並びに事業者の安定した事業活動の促進
	大目的	県民生活の向上及び地域経済の健全な発展の実現に寄与
定義 (2条)	事業者	県内で事業を行う個人事業者、法人その他団体
	就業者	①事業者で使用される者で賃金を支払われる者 ②事業者の役員又は代表者 ③事業に従事する同居の親族（①、②を除く）
	顧客等	①事業者から商品又は役務の提供を受ける者（可能性がある者） ②親族、同居人その他の顧客と密接な関係を有する者 ③事業者の事業遂行に関係を有する者
	事業者団体	二以上の事業者の結合体又はその連合体
	カスタマーハラスメント	顧客等による就業者に対する行為のうち、申出の内容又は行為の手段若しくは態様が社会通念上相当な範囲を超えて行われる著しい迷惑行為であって、就業者の就業環境を害するもの
基本理念 (3条)	○カスタマーハラスメントは就業者の尊厳を侵害し、心身に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業活動に支障を生じさせるおそれがあることに鑑み、各主体による主体的かつ積極的な取組の推進により、社会全体で防止を図る ○顧客等及び就業者が対等の立場において相互に尊重する	
禁止 (4条)	○何人も、カスタマーハラスメントを行ってはならない	
注意 (5条)	○顧客等からの要望の申出や権利行使等が不当に妨げられることのないよう十分に留意	
県の責務 (6条)	○カスタマーハラスメント防止に関する情報の提供、啓発及び教育、相談及び助言その他必要な施策を実施 ○国、市町、事業者団体その他の関係機関と連携協力	
顧客等の責務 (7条)	○カスタマーハラスメントに係る問題に対する関心・理解を深め、言動に必要な注意を払う ○県が実施するカスタマーハラスメント防止施策への協力	
事業者の責務 (8条)	○関心・理解を深め、主体的かつ積極的にカスタマーハラスメント防止対策を実施 ○就業者が顧客等として関係先にカスタマーハラスメントを行わないよう必要な措置 ○県が実施するカスタマーハラスメント防止施策への協力	
事業者団体の責務 (9条)	○関心・理解を深め、構成員である事業者が講ずるカスタマーハラスメント防止対策に必要となる助言、協力その他の支援 ○県が実施するカスタマーハラスメント防止施策への協力	
就業者の責務 (10条)	○関心・理解を深め、カスタマーハラスメント防止に資する行動 ○事業者が実施するカスタマーハラスメント防止対策に協力 ○県が実施するカスタマーハラスメント防止施策への協力	

第2章 カスタマーハラスメント防止施策の推進

指針の作成 (11条)	○カスタマーハラスメント防止施策を推進するため、カスタマーハラスメント防止に関する指針を策定 1) カスタマーハラスメントの内容 2) 各主体の責務 3) カスタマーハラスメント防止のための県の施策 4) カスタマーハラスメント防止のための事業者の取組
施策の推進 (12条)	○指針に基づきカスタマーハラスメント防止施策を実施 1) 県の支援事業等に関する情報の提供 2) カスタマーハラスメント防止に関する啓発及び教育 3) 消費生活に関する相談及び助言 4) 就業環境に関する相談及び助言 ○カスタマーハラスメント防止施策を効果的に推進するため、計画を策定し、公表
財政上の措置 (13条)	○カスタマーハラスメント防止施策を推進するため、必要な財政上の措置を実施
事業者の措置 (14条)	○事業者は、指針に基づき、基本方針の策定及び公表、必要な体制の整備、手引の作成その他の措置を講ずる ○就業者がカスタマーハラスメントを受けた場合、就業者の安全と健康を確保し、顧客等に対して中止の要求その他の必要な措置を講ずる

第3章 特定カスタマーハラスメント

申出 (15条)	○事業者は、次の特定カスタマーハラスメントを行う顧客等に対し中止措置を講じても中止されない場合には、知事にその旨申し出て、適切な措置を講ずるよう求めることができる 1 正当な理由なく、長時間にわたって、反復して、又は大声を発し、若しくは虚偽の事実を申し立てるなど就業者に著しく不安をいだかせるような方法で次の行為を行うこと ① 金銭、物品その他の利益の供与の要求 ② 謝罪又は面会を行うよう要求 ③ 事業者等が拒否したにもかかわらず、業務上著しく対応困難な要求（①、②を除く） ④ 業務遂行に関する正当な権利行使の妨害 2 長時間にわたって、反復して、又は著しく不快若しくは嫌悪の情をいだかせるような方法で、卑わいな言動を行うこと
禁止命令 (16条)	○知事は、前条の規定による申出を受けたときは、特定カスタマーハラスメントを行わないよう命ずることができる ○知事は、命令をしようとするときはカスタマーハラスメント防止対策審査会に意見を聴取しなければならない ○命令の効力は、命令日から起算して1年以内とする
照会 (17条)	○知事は、条例に基づく施策を実施するにあたり、官庁若しくは公署又は公私の団体に照会し、必要な事項の報告を求めることができる
審査会の設置 (18条)	○禁止命令やカスタマーハラスメント防止に必要な事項について意見を聴取するため、知事の附属機関として、カスタマーハラスメント防止対策審査会を設置
調査審議 手続 (19条)	○審査会は、調査審議に必要な範囲で関係者等に対し調査を行うことができる ○審査会は、審議の対象となっている顧客等に対し、書面による意見の提出を求めることができる

第4章 雑則／第5章 罰則

委任 (20条)	条例の施行に関し必要な事項は、規則で規定
罰則 (21条)	16条1項の命令に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する



特定カスハラの定義

特定カスハラの行為例

第1号 正当な理由がないのに、長時間にわたって、反復して、又は大声を発し、若しくは虚偽の事実を申し立てるなど就業者に著しく不安をいだかせるような方法で次の行為を行うこと。

イ 金銭、物品その他の利益の供与を要求すること。

ロ 謝罪又は面会を行うよう要求すること。

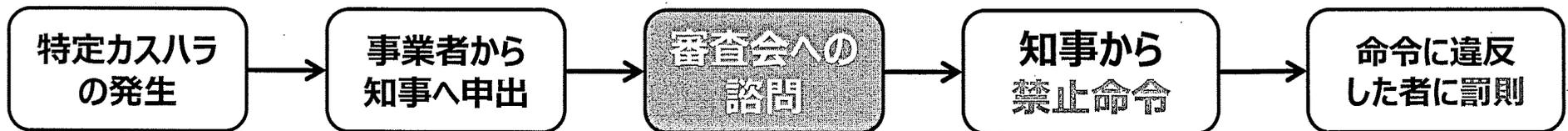
ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業者又は就業者が拒否したにもかかわらず、事業者の業務上著しく対応困難な要求を行うこと。

ニ 事業者の業務遂行に関する正当な権利の行使を妨害すること。

第2号 長時間にわたって、反復して、又は著しく不快若しくは嫌悪の情を催させるような方法で卑わいな言動を行うこと。

※ 個別具体の言動が規制対象に該当するか否かについては、行為の目的、経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質等を考慮しつつ、有識者で構成される審査会の意見を聴いた上で、慎重に判断

【罰則規定の適用イメージ】



※ 50万円以下の罰金等を想定

- 職員の対応によって被害（負傷）が発生したとの真偽不明な主張があり、厳しい口調で何度も繰り返して金銭を要求された。
- 法令上で定められたサービス以外のサービスの提供を強要され、提供を断ったところ虚偽の事実を関係者に言いふらしサービスの強要を継続した。
- 事業者のルールを守るよう要請したところ、正当な理由なくルール遵守を拒み、ひどい罵声を浴びせながら施設利用を継続した。
- 「公共の場所又は公共の乗物」に該当しない場所（自宅等）において卑わいな言動が行われた。
- 電話で、繰り返し卑わいな発言が行われた。



### (3) ものづくり産業等の振興について

#### 1 自動車関連産業の振興

##### (1) 現状と課題

カーボンニュートラル（CN）実現に向けた自動車の電動化の流れは、欧米での規制見直し等、減速傾向にありますが、自動車のソフトウェア・デジタル化や自動運転技術の発達等を背景に、中長期的には電気自動車（EV）へのシフトが進むものと考えられます。こうした流れをふまえつつ、経済成長と脱炭素の同時実現等をめざすグリーントランスフォーメーション（GX）の観点から、県内自動車関連企業等による新事業展開等の支援やCN・GXに向けた意識改革、人材育成等に取り組むことが急務となっています。

##### (2) 令和7年度の主な取組

県内自動車関連企業のEV事業への新規参入や販路開拓等の取組を支援するため、大手部品メーカーでの技術展示会や、東京での大規模展示会への県ブース出展等を実施し、出展企業に対しては専門家（アドバイザー）によるマッチング支援を実施しました（35社）。

また、県内企業の試作開発の取組に対する補助も実施し、8件を採択しました。

さらに、次世代を担う人材の育成・確保に向けて、日本自動車部品工業会（部工会）との連携協定に基づき、部工会会員企業と鈴鹿高専・三重大学大学院の連携による学生提案型の演習等を実施しました（鈴鹿高専200名、三重大学大学院23名参加）。



鈴鹿高専での演習の様子

##### (3) 今後の取組

新たに次世代自動車の車体構造や主要部品に関する技術解説、自動車以外の分野とのマッチング支援を行うとともに、試作開発や販路開拓、人材育成、最新情報の提供等の支援を進め、県内自動車関連産業の振興に取り組みます。

#### 2 航空宇宙産業、ヘルスケア産業等の県内成長産業の振興

##### (1) 現状と課題

航空宇宙産業やヘルスケア産業（医療・健康・福祉産業）は、今後も安定した需要の拡大・成長が見込める有望市場であり、新規参入や事業拡大をめざす県内企業に対する人材育成、参入促進等の支援を進めていく必要があります。

## (2) 令和7年度の主な取組

### [航空宇宙産業]

最新動向等を学ぶ航空宇宙産業参入促進講座の開催（5講座・延べ92名受講）、専門家派遣（6社）や大手メーカー等とのマッチング（3回開催・延べ29社参加）による参入支援、「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の支援制度（課税特例、利子補給等）の活用等を通じた事業環境の整備に取り組むとともに、将来の人材確保に向けて、県内高校・高専生等を対象に製造現場見学会を開催しました（24名参加）。

### [ヘルスケア産業]

医療・介護現場等における課題・ニーズの把握をもとに、県内企業とのマッチングや、試作品等の実証に対する補助金支援（採択数4件）を進めました。また、必要な基礎的知識を体系的に学べる医工連携人材育成講座を開催し（全8回）、大規模展示会への出展支援等を通じて、医療・福祉機器メーカー等との商談機会づくりに取り組みました（Medtec Japan、メディカルクリエーションふくしま、メディカルメッセ計19社参加）。



ビジネスマッチングの様相（Medtec Japan）

## (3) 今後の取組

### [航空宇宙産業]

引き続き、講座の開催や専門家派遣、ビジネスマッチング等の参入促進・事業環境整備を進めるとともに、宇宙に係る機器やソリューション分野等についてもマッチング等の参入促進に取り組めます。

### [ヘルスケア産業]

必要な知識・ノウハウに係る情報提供を進め、医療・福祉・介護現場が抱えるニーズとのマッチングや、試作品等の実証支援、医療・福祉機器メーカー等との商談機会づくりに継続して取り組みます。

## 3 四日市コンビナートの競争力強化・カーボンニュートラル化

### (1) 現状と課題

四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会（以下「推進委員会」という。）において、水素・アンモニアの拠点化に向けたFS検討等を進めています。今後も、中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議等とも連携し、検討を進める必要があります。また、四日市コンビナートは、プラント運営に係る人材の確保、技術力の向上・伝承といった課題があります。

## (2) 令和7年度の主な取組

これまでのF S結果等をふまえ、推進委員会の部会を、GX戦略部会、CN共同インフラ部会、低炭素・省エネ部会の3つに再編し、水素等拠点化検討WG等で具体的な検討を進めました。さらに、コンビナート企業の各本社との連携を強化するため、令和7年8月、10月に、コンビナート企業17社と四日市市・県との間で「四日市コンビナートの維持・発展に向けた連携・協力に関する協定」を締結し、令和8年1月、コンビナート本社担当役員等の間で今後の取組の方向性等について議論する懇談会を開催しました。

また、水素等の利活用等に係る企業の技術開発・実証・F S等に対する補助金支援（2件採択）を実施するとともに、プラントの運営に係る人材育成講座を開催（7講座、延べ511名受講）しました。

### [令和7年度の推進委員会等の開催状況]

- ・ 四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会 1回
- ・ GX戦略部会 3回
- ・ 低炭素・省エネ部会 4回
- ・ CN共同インフラ部会  
    拠点等拠点化検討WG（第1コンビナート）3回  
    水素等拠点等拠点化検討WG（第2、3コンビナート）3回
- ・ 低炭素・省エネ部会 4回  
    水素モビリティ普及促進WG 3回
- ・ 四日市コンビナートの維持・発展に向けた懇談会 1回

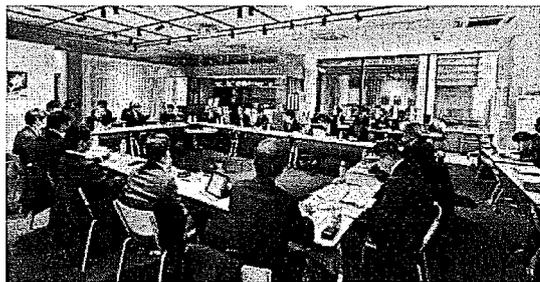
### [懇談会での主な意見]

- ・ 操業から50年以上が経過し、既存インフラや設備の保全・更新が重要。
- ・ コンビナートを取り巻く環境が変化中、遊休地の活用や規制緩和等を進め、新たな産業を呼び込むことが必要。
- ・ 人材の育成・確保に向けて、工業高校の維持や大学構想等を進めてほしい。
- ・ 水素・アンモニア等の脱炭素エネルギー導入に向けては、技術革新や政策動向等をふまえて可能なことから進めるべきで、コストアップや環境価値について社会に受け入れてもらうことも必要。

## (3) 今後の取組

引き続き、水素・アンモニアの拠点化検討等を進めるとともに、コンビナート企業の各本社や中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議等との連携を強化していきます。

また、企業の実証・F S等の取組を支援するとともに、プラント運営人材の育成に係る講座を実施する等、高度・専門的な技術力の維持・向上のための支援も継続します。



四日市コンビナートの維持・発展に向けた懇談会  
(R8.1.21 三重テラス)



#### (4) 「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の改定（最終案）について

県では、安全安心な県民の暮らしや自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の更なる適正導入を進めるため、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の改定を進めています。

この度、前回の政策企画雇用経済観光常任委員会（令和7年12月12日）で報告した中間案について、パブリックコメントや市町からの意見をふまえて最終案としてまとめました。

※概要版（最終案）は別紙3のとおり

※本冊（最終案）は別冊2のとおり

#### 1 パブリックコメントの実施状況

##### (1) 意見募集期間

令和8年1月17日（土）から令和8年2月15日（日）まで

##### (2) 寄せられた意見

9件（5名）

##### 《意見への対応》

うち「①反映するもの」：2件（延べ2名）

うち「②既に反映しているもの」：3件（延べ2名）

うち「③実施にあたって参考とするもの」：4件（延べ3名）

##### (3) 主な意見

- ・複数施設の出力を合算する場合について、どのような事案を想定しているのか不明瞭であるため、改善してほしい。[上記①の対応]
- ・住民への説明・事前周知の範囲の記載において、「施設からの距離が100m以内に居住する者」とあるが、農地などの場合は100m以内に誰も住んでいないことが多く、説明会や事前周知がないまま済んでいくことが予想される。[上記①の対応]
- ・設備トラブルや災害時の即時対応の徹底や保守システムの安全性を確保してほしい。[上記②の対応]
- ・他の自治体のような条例の制定を検討してほしい。[上記③の対応]

## 2 中間案からの主な変更点

### (1) パブリックコメントをふまえたもの

○複数施設の出力を合算する場合について、どのような事案を想定しているのか不明瞭であるため、改善してほしい。

⇒複数施設の出力の合算に係る規定は、出力 50KW 以上の施設を設置する場合に説明会の開催となる基準に関して、事業者が施設を小規模に分割し、説明会の開催を意図的に回避することなどを防止するために定めたものです。

⇒ご意見をふまえて、合算する場合について具体的な記載に修正しました。《別冊 2 P 4》

○住民への説明・事前周知の範囲の記載において、「施設からの距離が 100m 以内に居住する者」とあるが、農地などの場合は 100m 以内に誰も住んでいないことが多く、説明会や事前周知がないまま済んでいくことが予想される。

⇒ご意見をふまえて、ガイドラインに記載の説明会の対象に土地・建物の所有者を追加しました。《別冊 2 P 22》

### (2) 市町の意見をふまえたもの

○事業者による届出について、対象施設の拡大に伴い、施設の出力規模等によって届出書類の種類が異なるなど運用が煩雑になるため、事業者や市町が施設ごとに求められる届出書類を容易に判断できるようポイントを示してほしい。

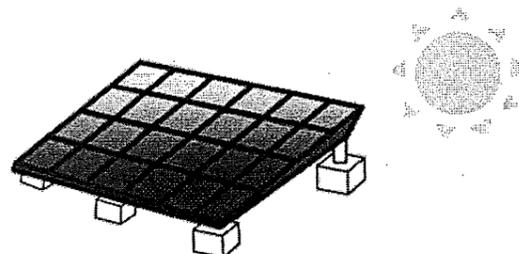
⇒ご意見をふまえて、事業者や市町が施設ごとに求められる届出書類を容易に判断できるよう参考資料にチェックリストを追加しました。《別冊 2 P 49～P54》

## 3 今後の取組

令和 8 年 4 月 1 日の施行に向けて、事業者等にガイドラインの周知を図るとともに、安全安心な県民の暮らしや自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正導入に向けて市町等の関係機関と連携して取り組んでまいります。

ガイドラインの構成

- 1 策定の背景
- 2 目的
- 3 用語の整理
- 4 ガイドラインの適用対象施設
- 5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項
  - (1) 企画立案時 (2) 設計・施工時 (3) 運用・管理時 (4) 撤去・処分時
- 6 地域との共生を図るために事業者を求める対策【追加】
- 7 県、市町の役割
- 8 その他



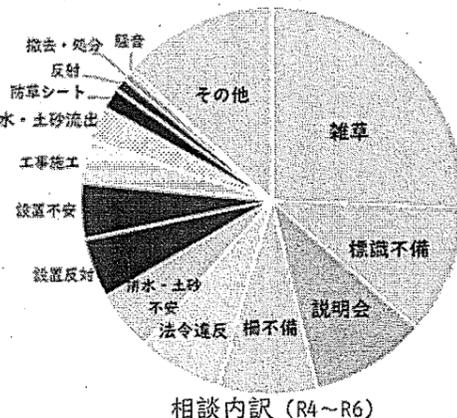
ガイドラインの内容

…改定のポイント ———— …主な変更点

1 策定の背景 [P1~P2]

【改定の趣旨】

- 近年、再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、安全面、防災面、景観など環境への影響等に対する地域の懸念が全国的に発生、太陽光発電施設の適正導入の重要性の高まり
- 本県においては、太陽光発電に関して、県民からは、コミュニケーション不足や、柵や標識の不備などの不安の声が依然として多い状況
- 現行ガイドラインで対象外の施設も含めた実態把握や適正導入の促進が喫緊の課題
- こうした状況をふまえ、早急に対処すべき事項について、現行ガイドラインで不足する点を充実強化し、安全安心な県民の暮らしや自然環境と調和がとれた施設の更なる適正導入の推進が必要



2 目的 [P2]

- 事業者による地域住民への情報提供、法令や条例の遵守、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を行うことにより、安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めることを目的とする

3 用語の整理 [P3]

- ガイドラインに記載のある各用語を定義

4 ガイドラインの適用対象施設 [P4~P5]

現行ガイドラインの適用対象 (FIT/FIP、50kW以上)

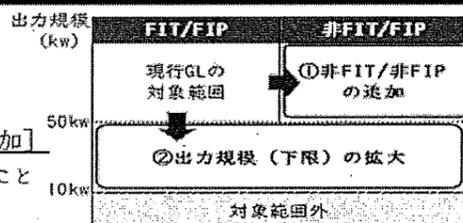
に次の施設を追加

①非FIT/非FIPの追加

②出力規模 (下限) の拡大 [10kW以上、50kW未満の施設追加]

※FIT/FIPとは再生可能エネルギーの普及を目的とした国の電力買取制度のこと

複数の太陽光発電施設の出力を合算する場合 (一体性の判断) の具体的な考え方を明記



本ガイドラインは太陽光発電設備に係る国の動向や地域の実情をふまえて、不断の見直しを行うものとし、改定後のガイドラインを運用する中で、たとえば、森林や砂防指定地等において、太陽光発電施設の設置を目的とする開発行為等に起因して、生命、財産に危険を及ぼすような重大な事案のおそれが生じた場合や、ガイドラインに基づく行政指導が守られない事例が積み重なった場合、条例化の検討を進めることとします。

5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項 [P6~P28]

(1) 企画立案時

- 土地及び周辺環境の調査、土地の選定における遵守事項や関係手続等について規定
  - 土地の選定、開発計画の策定にあたり十分考慮が必要な区域として、法令や条例の規定で開発行為制限や許可等が必要な区域に加え、規則や要綱等に基づき「県又は市町への相談・配慮が必要な区域」を追加
- 農地転用において、土砂流出などで周辺農地の営農条件や農業用排水施設の機能に支障を及ぼさないか、周辺農地の所有者や耕作者の理解が得られているかなど、適切に被害防除の措置を行い、農業委員会や市町への説明に努める旨を追記
- 施設設置による予防措置等の対策や住民説明の実施状況、地域住民の意見への対応等を確認する「地域共生のための予防措置等報告書」の届出を新たに事業者から求める旨を追記
- 説明会の開催においては、住民のみならず、実施場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者も対象とする旨を追記

- 「事業予定地の面積が10ha以上」又は「県・市町、地域住民から求めがあった場合」は、災害やトラブル防止、地域との調和の観点から原則、協定書等の締結に努める旨を追記
- 「住民説明会」又は「事前周知措置」の対象や範囲を以下の通り設定のうえ追記

対象事業	住民への説明・事前周知の範囲
【説明会開催】 「出力50kW以上」 又は 「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」内	太陽光発電事業を実施する場所の敷地境界線から水平距離が以下の範囲に居住する者 ・出力50kW以上 : 300m以内 ・出力10kW以上、50kW未満 : 100m以内 ・環境アセス対象事業 (環境影響評価法) : 1km以内
【事前周知措置】 「出力10kW以上、50kW未満」 かつ 「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」外	

→本県の「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」(法令の許可や指定が必要)の一覧表を追加

地域とのコミュニケーションにおいて配慮すべき地域住民の範囲や方法について市町に相談する旨を規定

(2) 設計・施工時

- 土地及び発電設備の設計において、法令・条例の規定に従う旨、法令・条例の適用がない場所でも土地や地域の実情に応じた防災、環境保全、景観保全のための適切な設計を行う旨を規定
- 施工において、法令・条例の規定に従う旨、工事に伴う資材や廃棄物等を適切に処理する旨を規定
- 周辺環境への配慮として、住民に与える騒音、電磁波等の影響を考慮し、適切な措置を講ずる旨を規定
- 外側から見えやすい場所に事業者名・責任者・連絡先を記した標識を掲示する旨、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、施設の周囲に柵を設置する旨を規定

(3) 運用・管理時

- 保守点検・維持管理における地域住民や周辺環境への配慮事項、落雷・洪水・地震等による設備の破損が発生する恐れがある場合や発生した場合の留意事項 (速やかな現地確認や損壊や感電の確認等)などを規定

(4) 撤去・処分時

- 廃棄物処理法等の法令遵守や事業終了後の設備撤去は市町や住民等との合意に沿って対応する旨を規定
- 事業終了後も、感電防止の観点から第三者がみだりに近づかないよう、適切な措置を講ずる旨を規定

6 地域との共生を図るために事業者を求める対策 [P29~P33]

- 安全安心な県民の暮らしや自然環境との調和がとれた太陽光発電施設の設置が進むよう、県民からの不安が大きい反射光や柵、雑草の繁茂、排水等において考えられる影響と事業者を求める対策の具体例を明記

7 県、市町の役割 [P34]

- 住民や事業者からの相談や届出への対応、関係法令、条例で規定される措置や手続きの相談対応などにかかる県と市町の役割を規定

8 その他 [P35]

- 不適切案件の概要と地域住民等からの相談件数等を定期的にホームページ上で公表する旨を規定
- 事業者への意識付けや住民の不安解消につなげるため、県ホームページにて、「事業者名」「設置予定場所」「総発電出力」などの情報を公開する旨を追記
- 関係法令や条例又は本ガイドラインが遵守されないなど適切に行われていない状況が確認された場合は、県又は市町が事業者に対する指導や国への情報提供を行う場合がある旨を規定
- 事業者に対する指導を重ねてもなお改善がみられない又は重大な違反状態が続く場合など公益を確保するために必要がある場合は、違反事実等を公表する場合がある旨を追記



## (5) 企業誘致の推進について

強靱で多様な産業構造の構築や魅力ある雇用の場の創出を推進するため、半導体などの成長分野やマザー工場化等、拠点化につながる県内への投資を促進しています。また、産業用地の確保や規制合理化など企業の事業活動を支える操業環境の整備に取り組んでいます。

### 1 令和7年度の主な取組

#### (1) 企業誘致活動の展開

県外からの新たな企業誘致や県内企業の再投資に向けて、三重県企業投資促進制度も活用し、積極的な企業誘致活動に取り組んでいます。

また、三重県の操業環境等の優位性を総合的に発信するため、令和8年2月に企業立地セミナーを大阪で開催しました。

これらの取組により、令和7年度における設備投資件数は26件、投資額約599億円となっています（令和8年2月末現在）。

なお、今年度の主な投資案件は、以下のとおりです。



「三重県企業ネットワークセミナー」で  
トップセールスする一見知事

#### 〔令和7年度の主な投資案件〕

##### ●半導体後工程拠点の新規立地 ～アオイ電子株式会社～

令和7年8月、電子部品の製造販売を行うアオイ電子株式会社（本社：香川県高松市）が、多気町において、既存工場の土地・建物の一部を取得し、新規事業（チップレット）の操業に向けて整備中。

##### ●マザー工場拠点の新規立地 ～株式会社トピア～

令和7年8月、自動車試作部品の製造を行う株式会社トピア（本社：鈴鹿市）が、亀山市にある未利用工場を活用し、新たな少ロット量産部品の製造拠点を整備中。

##### ●マザー工場拠点の新規立地 ～株式会社エイチワン～

令和7年7月、自動車骨格部品の製造を行う株式会社エイチワン（本社：埼玉県さいたま市）が、亀山市において、製造工程の自動化・省人化を進める高効率な新工場を整備中。

##### ●情報通信サービス拠点の新規立地 ～ソフトバンク株式会社～

令和7年5月、電気通信事業を行うソフトバンク株式会社（本社：東京都港区）が、志摩市内の商業施設の一部を活用し、県内初となるサービス拠点を開設。

## (2) 産業用地の確保に向けた取組

企業からの需要に対応するため、新たな産業用地開発に向けた整備手法の検討など、市町や開発事業者との情報交換を積極的に行っています。

また、計画が進められている産業用地についても、早期の造成に向けて、開発関係手続きの円滑化に向けた支援に取り組み、現在、5工業団地約110haにおいて、造成が進んでいます。

## (3) 半導体産業の振興

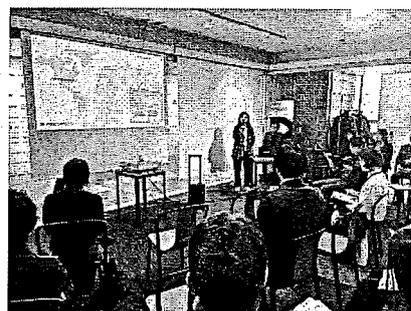
県内半導体産業の更なる振興のため、「みえ半導体産業振興方針（仮称）」の策定に向けて、先進地視察や企業ヒアリングを通じて、半導体産業の振興に係る課題の整理を行っています。

また、産学官で構成する「みえ半導体ネットワーク（41機関）」と連携し、半導体人材の育成・確保、企業の販路拡大等に取り組んでいます。

人材育成では、企業による大学や高等専門学校での特別講義、三重大学や企業による高校での出前授業に取り組んでいます。

人材確保では、県内外で半導体就職フェアを開催し、学生や社会人119名が参加しました。

加えて企業の販路拡大では、製造装置メーカーと県内企業12社による商談会を開催しました。



「みえ半導体就職フェア」（東京）  
での企業PRタイム

## 2 今後の取組

### (1) 効果的な企業誘致と再投資の促進

国の新たな成長戦略等を注視し、市町・企業の意見等をふまえた企業投資促進制度の支援内容の見直しや、規制合理化の取組等を進めながら、積極的な企業誘致活動を行い、企業の新規立地や県内再投資を促進します。

### (2) 産業用地の確保に向けた取組

新たな産業用地の確保に向けて、各主体による整備が円滑に進められるよう、県の関係部局や市町、開発事業者等で構成する検討会議を設置し、用地の整備手法や国の交付金の活用も含めた支援措置等について検討していきます。

また、引き続き、工場跡地等の未利用地の情報収集を行い、企業の様々な用地ニーズに応えられるよう産業用地の確保に取り組めます。

### (3) 半導体産業の振興

半導体関連産業の新規立地や県内再投資の促進等のため、「みえ半導体産業振興方針（仮称）」を令和8年度に策定し、半導体関連企業への戦略的な誘致活動に取り組めます。

また、みえ半導体ネットワーク参加機関、国等と連携し、人材育成・確保、産学官による共同研究、県内半導体関連企業の販路拡大等を促進します。

## (6) 大阪・関西万博における三重県の取組結果について

大阪・関西万博には、本県の認知度向上及び観光誘客につなげるため、関西広域連合が設置する関西パビリオンへ出展参加するとともに、会場内2か所で催事を開催する等の取組を実施しました。

三重県ブースは、184日間の会期中における来場者数が63万2,334人（1日平均3,437人）と、当初の想定を大きく上回りました。

また、万博会場内の2か所において開催した催事では、三重の食体験や県産品販売、観光プロモーション活動等を実施したところ、来場者が合計8万人を超えました。

万博出展における経済効果やデジタルプロモーション活動等の取組の結果については以下のとおりです。

### 1 大阪・関西万博での三重県の取組にかかる経済効果

総合的な経済効果：29億3,418万円

「経済波及効果」及び「パブリシティ効果」を合わせ、大阪・関西万博における本県の取組により、29億円を超える経済効果が発生しました。

#### 【参考】

大阪・関西万博にかかる事業費：9億7,926万円（最終補正ベース）  
（当初想定額11億6,185万円より約1億8,259万円の減額）

#### ① 経済波及効果：7億1,950万円（調査対象年度：令和4～7年度）

大阪・関西万博における本県の取組に関連して、県内でどの程度、新たな生産を誘発したかを推計したところ、7億円を超える効果が確認されました。

#### ② パブリシティ効果：22億1,468万円（調査対象年度：令和6～7年度）

テレビ、ラジオ等の各種媒体での掲載件数や放映時間数等を広告料金に換算して推計したところ、22億円を超える効果が確認されました。

媒体	調査期間	件数	広告換算金額
①テレビ	R6. 4. 1～R7. 12. 26	156	17億1,207万円
②ラジオ		6	672万円
③新聞		133	2億3,520万円
④雑誌		4	29万円
⑤WEB		822	2億6,040万円
合計			22億1,468万円

## 2 SNS等を活用したデジタルプロモーション活動

万博開催の機運醸成や三重県ブース、催事への来場を呼びかけるため、複数のSNS等を活用したプロモーション活動を実施したところ、特設HPへのアクセス数が111万回を超える等、本県の魅力を広く発信することができました。

### (1) 開幕100日前!!行こう万博キャンペーン

(令和6年12月20日～令和7年1月20日)

万博開幕の約4か月前から2か月に渡り、三重県ブースのしつらえの告知を行う等、機運醸成に向けたキャンペーンを実施しました(キャンペーン中の特設HPへのアクセス数:22万回超え(目標:1万回))。

### (2) 行こう!万博「美し国みえ」プレゼントキャンペーン

(令和7年4月18日～令和7年10月27日)

三重県ブースでの展示内容や催事開催等の情報をきめ細かに発信するとともに、万博チケットや特別展示のテーマに因んだ県内各地の特産物のプレゼント企画を計11回実施しました。

プレゼント企画には約7万4千人の応募があり、アクセス数は約89万回(目標:35万回)となりました。

(単位:件)

	「開幕100日前!! 行こう万博CPN」	「行こう!万博『美し国みえ』 プレゼントCPN」	合計
活用デジタル ツール	YouTube/Instagram/ X/TikTok/ SmartNews/メルマガ	YouTube/Instagram/X/ TikTok/ Facebook/TVer/ SmartNews/メルマガ	—
(目標値)	(10,000)	(350,000)	(360,000)
HP アクセス数	222,155	890,233	1,112,388
(目標値)	(450,000)	(3,000,000)	(3,450,000)
動画再生回数	1,199,643	5,363,773	6,563,416

## 3 万博の取組を通じた気づき

三重県ブースの来場者が、当初の想定を超えた要因の一つとして、「内宮正殿鯉木」や「宝刀『村正』」、「自由の鐘」といった期間限定の特別展示や24に及ぶ市町の出展等、展示替えを頻繁に行うことで、常に新しい内容を提供したことが挙げられます。

また、それらの情報を複数のデジタルツールで、ターゲットに応じて切れ目なく発信できたことが、来場のきっかけづくりとなったと考えられます。

さらに、単なる映像展示だけでなく、からくり仕掛けの引き出し展示、県内各地の名所を背景とした撮影スポットや各市町によるワークショップ等、直接触れたり自ら製作する「体験型」の展示内容が特に好評を得て、来場者の満足度にも大きく貢献しました。

加えて、会場内で開催した催事においては、県産品や県内各地の祭事等、本県の有するコンテンツには高い魅力と関心があることが示され、本県への来訪の大きな要因になることが改めて分かりました。

これらの取組から三重県の魅力発信、誘客等の県施策を推進するうえで、より関心を集める本物志向のコンテンツ作成や、実施時期や手法を含めた計画的なプロモーション活動が必要不可欠であると再認識しました。

#### 4 来場者の来県意向

万博を契機とした本県への来訪意向に関して、三重県ブースの来場者にインターネットを通じてアンケートを行いました。

アンケート回答者の約90%が本県への来訪について好意的であり、そのうち25%は既に本県を訪れており、今後、さらに万博を契機とした来訪者増加が期待できるものと考えています。

設問：三重県ブースに立ち寄ったことがきっかけで、実際に三重県に行きたくなりましたか。（調査期間：令和7年9月14日～10月27日）

選択肢	回答数	割合 (%)	
1. ブース訪問をきっかけに、初めて三重県に行った	71	2.9	89.7
2. ブース訪問をきっかけに、再度三重県に行った	545	22.4	
3. ブース訪問をきっかけに、三重県に行きたくなった	1,566	64.4	
4. ブース訪問をしたが、特に何も思わなかった	75	3.1	3.6
5. ブース訪問をしたが、三重県に行きたいと思わなかった	11	0.5	
6. 三重県在住者、三重県出身者	162	6.7	6.7
合計	2,430	100	100

#### 5 今後の取組

万博における取組から得られた気づきのほか、三重県ブースで使用した映像や展示品については、プロモーション活動を総合調整する政策企画部を中心に県庁全体で共有し、今後も活用してまいります。

万博を契機に、本県への関心が高まったこの機会をとらえて、様々なプロモーション活動を展開する等、本県の認知度向上や魅力発信に取り組み、さらなる観光誘客につなげてまいります。



## (7) 首都圏営業拠点「三重テラス」について

首都圏営業拠点「三重テラス」では、三重の豊かな自然・歴史・文化・食など、様々な魅力情報を発信するとともに、首都圏と三重県の関係者が交流しつながらる場として、持続的なコミュニティ形成を推進しています。

ショップ、レストラン、コミュニティスペースの各機能において、次のように取り組んだ結果、令和8年1月末時点の来館者数が前年同期比 117%、売上額が同 148%となるなど、多くの来館者に三重の魅力を体験していただいています。

### 1 令和7年度を取組状況

#### (1) ショップ

今年度は、大阪・関西万博の開催年であったことから、「三重テラス in 大阪」をはじめ、様々な店外催事への出店を強化し、県産品の販路拡大に取り組みました。

また、オンラインショップを昨年11月から開始し、三重テラス限定商品やオリジナルギフトセットが全国どこからでも購入できるようになりました。

さらに、事業者支援の取組として、商品のブラッシュアップにつなげるため、新たにテストマーケティングの仕組みを導入しました。

今後もレストランやコミュニティスペースの各機能と連携し、三重の魅力を広く発信するとともに、事業者の支援につながるよう取組を強化していく必要があります。

#### (2) レストラン

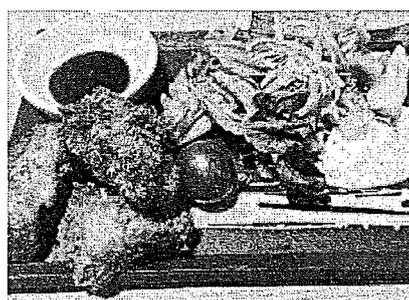
今年度は、特にディナータイムの集客を強化するため、その日に入荷した県産品を使った料理長おすすめのメニューや、月1回限定の特別メニューを新たに導入したほか、宴会プランの充実等に取り組んだ結果、法人利用をはじめとするお客様の増加につながっています。

また、定期的に行っている食のイベントでは、県内の生産者や事業者が、参加者とコミュニケーションを取りながら、伊勢茶の新茶飲み比べや新品種のいちごを使用した料理を提供するなど、食材と合わせて地域の文化や人の魅力を伝えています。

引き続き、メニュー展開やイベントを工夫するなど、三重の食材や食文化の魅力発信を強化していく必要があります。



三重テラス in 大阪（新大阪駅）



料理長おすすめ日替わりメニュー（鳥羽カキフライ）

### (3) コミュニティスペース

#### ① イベント開催

コミュニティスペースでは、市町や事業者等のPRの場として活用されているほか、季節やトピックスに合わせたイベントを開催しています。

三重県誕生150周年の節目にあたる令和8年においては、歴史や伝統を次世代につなげていくため、2月から3月にかけて、若者向けに伝統工芸と食をテーマとした、トークイベントやワークショップ等を開催しています。

また、四日市萬古焼の窯元による土鍋料理の実演・試食や展示商談、県内観光事業者と首都圏旅行会社の商談会等、B to Bの取組も推進しています。

今後もイベントを通して、三重県への来訪や県産品の購入につながるよう取り組んでいく必要があります。

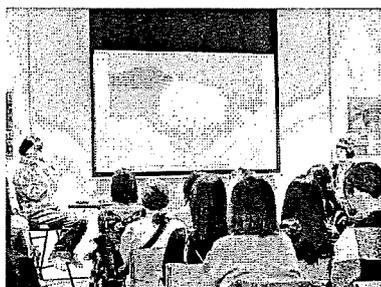
#### ② コミュニティ形成

三重県ゆかりの方や三重に関心を持つ方など、三重ファンを拡大するとともに、交流を深めることでコミュニティ形成を促進しています。

「三重テラス部活動」は、17部まで増加し、累計71回の活動（令和8年1月末時点）の中で、例えば、「みえみかん部」が尾鷲甘夏の収穫ワークショップに参加するなど、県内の課題解決に資する活動も始まりつつあります。

また、コワーキング利用者のアイデアや企画により、利用者同士で本県を訪問するツアーが開催されるなど、県内各地域とのつながりが出てきています。

引き続き、首都圏と三重県とのつながりを拡大・強化していく必要があります。



伝統工芸のトークイベント「夢眠ねむさんが語る三重の手仕事の現在（いま）と未来（これから）」



みえみかん部 尾鷲甘夏収穫体験

## 2 今後の取組

令和7年度の成果や課題をふまえ、引き続き各機能を活用した取組を推進し、来館者数のさらなる増加につなげるとともに、県内へ波及効果をもたらすよう注力します。

また、令和8年度は、「三重テラス第3ステージ」（令和5年度～9年度）の4年目となることから、第3ステージの運営に係る総括評価を行い、令和10年度以降の方向性を検討します。

今後も、より多くのお客様に三重の魅力を体験し、三重とつながっていただけるよう、三重テラスの運営に取り組みます。





## (8) 海外ミッションについて

県産品の輸出拡大、観光誘客の促進を図るため、令和8年1月14日から17日まで副知事がタイを訪問し、現地で三重県フェアやプロモーションイベントを開催して三重の魅力をもPRしました。

また、半導体分野をはじめとする産業連携やインバウンドの促進、高雄市との連携促進のため、令和8年3月15日から18日まで知事をトップとするミッション団が台湾を訪問し、半導体関連セミナーや観光誘客セミナーを開催するほか、高雄市との意見交換を行います。

### 1 タイにおける取組

#### (1) 県産品の輸出促進

東南アジア最大級の日系百貨店「サイアム高島屋」において、昨年度に引き続き三重県フェアを開催しました。フェアのオープニングセレモニーでは、副知事と現地の人気インフルエンサーによるトークセッションなどにより県産品及び観光のプロモーションを行いました。



(サイアム高島屋での三重県フェア)

フェアでは、県内15事業者の商品を販売するとともに、海産物の浜焼き、和菓子の実演販売、真珠アクセサリや伊勢茶のワークショップなど、実演や体験を伴うPRを強化し、現地の富裕層や外国人旅行客の大きな注目を集めました。

また、三重県フェアに参加した県内食品製造事業者8社とタイ事業者14社との食品関係の商談会を開催し、43件の商談を実施しました。

#### (2) インバウンド誘客

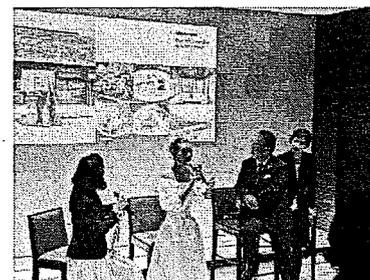
MOUを締結している東海岸ゴルフコース協会(EGA)と面談し、引き続き三重県へのゴルフ客の誘致や、三重県との交流について依頼しました。

また、バンコク市内のレストランにおいて観光・食物産が一体となったプロモーションイベントを開催し、現地旅行会社やメディアに対して、三重県ならではの食材や観光の魅力等をPRしました。



(EGAとの面談)

イベントでは「Mie Inbound Ambassador (ミエ インバウンドアンバサダー)」を委嘱したオーパルさんとのトークショーを実施し、三重県を訪問した際の経験などをもとに伊勢神宮の唯一性や海女文化、伊賀流忍者など三重県ならではのコンテンツの魅力や大都市からのアクセスの良さ等を発信いただきました。



(プロモーションイベント)

## 2 台湾における取組

### (1) 産業連携

#### ① 半導体産業セミナー

台湾最大の産業技術研究機関である工業技術研究院（ITRI）において、台湾の半導体関連企業を対象とした半導体産業セミナー・企業交流会を開催し、三重県と台湾の半導体分野での産業交流を促進します。

#### ② 半導体関連企業への訪問

台湾の半導体関連企業を訪問し、県内投資に向けて、三重県が半導体集積地であることや操業環境の優位性等についてPRします。

### (2) インバウンド誘客

台北市および高雄市において台湾現地の旅行会社やメディアを対象とした観光誘客セミナーを行います。

セミナーでは県内の観光地の魅力に加え、関西国際空港からのアクセスの良さの訴求や、三重ならではの食の魅力のPRを行います。

### (3) 高雄市政府訪問

高雄市政府を訪問し、平成28年に締結した産業、観光、教育分野の交流を進める「高雄市と三重県の国際交流促進覚書」に基づき、今後の交流について意見交換を行います。

## 3 今後の取組方向

今後、海外ミッションで構築した現地関係団体や海外政府等とのネットワークを活用しながら産業分野での連携を強化し、海外からの投資促進や県内企業の取引拡大、インバウンド誘客の促進等に取り組んでいきます。

## (9) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和7年11月25日～令和8年2月16日)

(雇用経済部)

1 審議会等の名称	三重県職業能力開発審議会
2 開催年月日	令和8年1月27日(火)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 加藤 貴也 ほか8名出席
4 諮問事項	三重県職業能力開発審議会運営要領の策定について
5 調査審議結果	<p>(1) 三重県の職業能力開発に関する事業の実施状況等について 三重県の職業能力開発に関する事業の実施状況等を報告し、意見交換が行われました。 主な意見は以下のとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者雇用の法定雇用率を上げるために、県で障がい者向けの訓練を引き続き実施してもらいたい。</li><li>・津高等技術学校の定員充足率が課題。周知をどうしていくか、ものづくりの楽しさを学生たちに伝えていくことが大事。周知が足りないので、高校の進路指導などで性別に関わらずものづくりを学べるということを説明していくべき。</li></ul> <p>(2) 三重県職業能力開発審議会運営要領の策定について 三重県職業能力開発審議会運営要領案をお示しし、意見交換が行われました。要領案については了承されました。</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和8年2月13日(金)
3 委員	【会長】近畿大学工業高等専門学校 教授 中平 恭之 ほか4名出席
4 諮問事項	「ドラッグコスモス四十九店(伊賀市)の新設に係る届出について
5 調査審議結果	○「ドラッグコスモス四十九店(伊賀市)の新設に係る届出について 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、駐車場内の安全等について更なる確認の必要があることから、継続審議することとなりました。
6 備考	次回審議会は令和8年3月10日(火)に行う予定